

厚生委員会情報連絡

令和5年11月14日

情報連絡事項	頁
1 令和5年度「第42回足立区障がい者週間記念事業」の実施について・・・・・・・・2	
2 高校生等医療費助成制度（マル青）の実績報告について・・・・・・・・4	

(福祉部)

厚生委員会情報連絡

令和5年11月14日

件名	令和5年度「第42回足立区障がい者週間記念事業」の実施について									
所管部課名	福祉部 障がい福祉センター									
内容	<p>「障害者基本法」が定める障害者週間（12月3日～9日）にあわせ、障がい者・児の自立と社会参加の意欲向上とともに、区民の理解向上と啓発を目的として、以下の記念事業を実施する。</p> <p>1 日時・場所等</p> <p>(1) 区役所1階アトリウム</p> <table border="1" data-bbox="464 714 1426 940"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>期 間</th> <th>時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作 品 展</td> <td>11月30日（木） ～12月6日（水）</td> <td>午前9時～午後5時</td> </tr> <tr> <td>お楽しみコーナー （販売・体験）</td> <td>12月1日（金） ～12月6日（水）</td> <td>午前10時～午後5時</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 12月2日（土）、3日（日）も実施 ※ お楽しみコーナーは会場確保の都合により6日間の実施</p> <p>(2) 区ホームページ「Webびじゅつかん」 作品展における各作品の画像（希望者のみ）を、11月30日（木）から順次、通年で公開する。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>(1) 作品展 障がいのある方が制作した絵画や陶芸等の作品を区役所アトリウムで展示する。</p> <p>(2) Webびじゅつかん 障がいのある方が制作した絵画や陶芸等の作品の画像（希望者のみ）を区ホームページで公開する。</p> <p>(3) お楽しみコーナー（販売・体験） 障がいのある方の自主製品の販売や、障がい者団体・区内事業者等による福祉機器の展示・体験コーナーを日替わりで実施する。</p> <p>ア 販売コーナー パウンドケーキ、クッキー、手芸品など</p> <p>イ 展示・体験コーナー 手話体験、有資格者によるマッサージ、障がい者・児のための福祉機器の展示・体験など</p>	内 容	期 間	時 間	作 品 展	11月30日（木） ～12月6日（水）	午前9時～午後5時	お楽しみコーナー （販売・体験）	12月1日（金） ～12月6日（水）	午前10時～午後5時
内 容	期 間	時 間								
作 品 展	11月30日（木） ～12月6日（水）	午前9時～午後5時								
お楽しみコーナー （販売・体験）	12月1日（金） ～12月6日（水）	午前10時～午後5時								

(4) その他

ア アンケートに回答した来場者に、令和4年度展示の一部作品をデザインしたポストカードを配布。

イ ステージでのふれあい発表会について、会場確保の都合により、今年度は実施を見送った。

3 周知方法

(1) ポスター掲示

障がい福祉施設、コミュニティバスはるかぜ、区内の高校・大学、住区センター、図書館、地域包括支援センター等

(2) チラシ配布

障がい福祉施設、駅、区内の高校・大学、住区センター、図書館、地域包括支援センター、区民事務所、町会・自治会等

(3) C4th Home&School（学校と保護者とのスマホアプリ等を使った連絡ツール）を活用した区立小・中学校への周知

(4) あだち広報11月25日号に掲載

(5) 区SNS（X：旧ツイッター、Facebook）に掲載

厚生委員会情報連絡

令和5年11月14日

件名	高校生等医療費助成制度（マル青 ^{あお} ）の実績報告について				
所管部課名	福祉部 親子支援課				
内容	<p>子どもの医療費助成について、令和5年4月から高校生相当年齢（18歳を迎えた最初の3月31日まで）まで対象を拡大した。については、令和5年9月までの実績について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 受給実績（9月末）</p> <p>現高校1年生については子ども医療費助成の資格が継続するため自動更新した。現高校2、3年生については年齢到達により一度資格が消滅しているため、令和4年11月末に申請書を送付した。</p> <p>(1) 受給者 15,580人</p> <p>(2) 未申請者 254人（申請が必要となる高校2、3年生全体の約3%）</p> <p>2 助成実績（7月分まで）</p> <p>(1) 件数 55,248件</p> <p>(2) 助成額 143,029,016円</p> <p>【内訳】（ ）内は助成額に対する割合</p> <table border="1" data-bbox="550 1444 1390 1552"> <tr> <td>都補助金対象</td> <td>91,209,026円(63.8%)</td> </tr> <tr> <td>区の負担額</td> <td>51,819,990円(36.2%)</td> </tr> </table> <p>3 区の負担額</p> <p>都補助金の対象外となる費用については以下のとおり</p> <p>(1) 所得制限超過世帯の医療費</p> <p>ア 東京都が設定する所得制限額を超過した世帯が該当</p> <p>※ 所得制限額は、扶養1人の場合で660万円</p> <p>イ 人数 2,654人（受給者の約17%）</p> <p>(2) 所得判定不可世帯等の医療費</p> <p>ア 保護者及び配偶者が1月1日現在足立区に居住していない世帯等が該当</p> <p>イ 人数 627人（受給者の約4%）</p> <p>(3) 通院1回につき200円の自己負担分</p>	都補助金対象	91,209,026円(63.8%)	区の負担額	51,819,990円(36.2%)
都補助金対象	91,209,026円(63.8%)				
区の負担額	51,819,990円(36.2%)				

4 今後の方針・課題

令和7年度までは都の補助金割合は10/10であるが、以降は1/2とすることが基本的な枠組みとなっている。令和8年度以降の対応については、「区と都の協議の場」において引き続き検討していく。